

開成山公園等Park-PFI事業 質問の回答（6月15日公表分）

No.	質問対象	頁	質問内容	回答
1	公募設置等指針	5	開成山公園の概要 開成山公園の既存駐車場台数を教えてください。	開成山公園駐車場は73台、開成二丁目公園駐車場は9台です。なお、別紙20「周辺施設」P2の吹出しに記載した72台、10台は誤りですので訂正いたします。
2	公募設置等指針	9	使用料表に、公募対象公園施設を除いた公園施設の設置使用料が設定されていますが、どのような施設が該当するのでしょうか。	都市公園法第2条1項に規定する公園施設が該当し、本事業で整備する公募対象公園施設外の公園施設を設置する際に適用されます。なお、現時点では、開成山公園内に該当する施設はありません。
3	公募設置等指針	19	特定公園施設の建設に関わる法人等は、市の造園工事の有資格業者であることが求められています。例えば構成企業又は外部委託により有資格業者を1社確保した上で、一部工事を資格のない業者が実施することは可能でしょうか。	可能です。なお、一部工事の資格のない業者の施工を管理する等、有資格業者が建設に関わる必要があります。
4	公募設置等指針	19	造園工事や特定公園施設の設計に関し、外部委託が可能とありますが、外部委託をする場合、共同事業体の構成員でなくてもよろしいでしょうか。	外部委託とは、事業者（共同事業体の構成員）以外の第三者へ委託することです（公募設置等指針P1の用語の定義を参照ください）。なお、共同体の構成員が実施する場合は、委託ではなく「自ら実施」となります。
5	公募設置等指針	26	プレゼンテーションについての詳細（使用できる媒体、参加人数、時間等）をお示しいただけないでしょうか。	記録媒体はUSBまたはCDでお願いします。参加人数や時間、場所等の詳細は、参加の申請をいただいた事業者数等を踏まえて検討し、できるだけ早い時期に別途ご連絡いたします。なお、新型コロナウイルス感染症対策の観点からオンラインで実施する場合もあります。
6	公募設置等指針	30	評価基準 様式集の記載事項と、評価基準の項目が対応していないようです。各記載事項に対して、それぞれの評価基準はどのように割り振られるのでしょうか。	様式への記載事項及び提出していただく資料により、評価項目（評価の視点）に係る内容は満たしていると考えており、評価の視点に該当する記載事項をそれぞれ評価し、評価項目の配点内で採点いたします。
7	公募設置等指針	33	公募設置等計画の認定後、実施設計を進めていく中で、若干の計画変更（建築面積の増減等）について協議は可能でしょうか。	公募設置等計画の認定後、設計施工協議を行うこととしておりますので、この中でスケジュールに沿いながら協議します。
8	公募設置等指針	35	特定公園施設建設・譲渡契約の締結 事業者に帰責が無い場合で、特定公園施設整備費予算の議決が得られず、スケジュール変更や内容変更が生じた際には、事業者が生じた増加費用に対する設計変更や損害の補償等の対応をして頂けると考えてよろしいでしょうか。	損害や補償の内容、負担割合等について、事業者と協議しながら対応する考えです。

開成山公園等Park-PFI事業 質問の回答（6月15日公表分）

No.	質問対象	頁	質問内容	回答
9	公募設置等指針	40	自転車駐車場新設にあたり、管理事務所の撤去が求められていますが、トレーラーハウス以外の管理事務所を新設する場合、必須特定公園施設ではなく、任意特定公園施設になるのでしょうか。	管理事務所単体での整備は、任意特定公園施設として提案していただくこととなります。なお、要求水準書P12に記載したとおり「要求水準に記載のない内容であっても、都市公園法施行令第31条における公園施設の新設、増設又は改築で、必須特定公園施設の質が改善される提案や、必須特定公園施設の機能向上のための付帯施設」であれば、必須特定公園施設に含めることが可能です。
10	公募設置等指針	48	利用料金制度による指定管理者の収入において、指定管理者が公園利用をする場合の公園使用料は発生しないという認識で宜しいでしょうか。	有料公園施設や公園内行為等に係る使用料は利用料金となりますので、使用料は発生しませんが、占用や設置管理許可等に係る使用料は市の収入となりますので使用料が発生します。ただし、指定管理業務仕様書P27における事業計画書により実施する事業は、郡山市都市公園条例第13条第3号の規定により、使用料が免除になります。
11	公募設置等指針	48	開成山公園の使用料の減免申請に関する運用基準は、従来の通りから変更はないのでしょうか。	現時点においては、別紙35「免除規定」のとおり、変更はありません。
12	公募設置等指針	52	詳細は市ウェブサイトを追って掲載との事ですが、掲載時期および掲載の告知方法をご教示いただけますでしょうか。	自動販売機の設置に係る詳細は、6月30日に公募設置等指針第2の5に記載する市ウェブサイトに掲載する予定です。
13	公募設置等指針	53	リスク分担 本事業の範囲外である桜古木への影響があった場合の処置は別途と考えて宜しいでしょうか。（勿論施設の整備に於いては細心の注意を払い実施するものとします）	本事業において桜古木に影響があった場合には、別途協議します。なお、桜古木のエリアについては、本事業の範囲内ですが、別紙40のとおり、専門性を必要とする管理は指定管理業務の対象外となっています。日本遺産の構成文化財の一つであることから、保全を最優先にした安全な整備計画を提案して下さい。
14	公募設置等指針	53	リスク分担 地下埋設物に関連して、埋蔵文化財が出てきたことにより工事がストップする場合は、特定公園施設、公募対象公園施設とも市のリスクと考えてよろしいでしょうか。	埋蔵文化財の発見に伴う工事停止等に伴う費用負担は、原則として市側のリスク分担になると考えておりますが、負担する範囲については、協議させていただきたいと考えております。なお、本事業範囲は、埋蔵文化財包蔵地及び確認調査必要地区に指定されておりませんが、事業範囲に隣接する開成山大神宮付近が当該地区に指定されていることから、工事に際しては十分な確認・施工をお願いいたします。

開成山公園等Park-PFI事業 質問の回答（6月15日公表分）

No.	質問対象	頁	質問内容	回答
15	公募設置等指針	54	リスク分担 「周辺地域及び施設利用者への対応」は双方協議となっておりますが、市民からの反対運動等、本事業の実施そのものに対する対応については、貴市の責任ではないでしょうか。	本事業の実施という政策判断に対しては、市の責任であると考えておりますが、本事業により整備された施設や管理手法等、対応が必要となった原因により分担が変わるため、双方協議としています。
16	公募設置等指針	54	リスク分担 特定公園施設の整備予算について議会で否決された場合は、受注額等、事業者側での大幅な条件変更が必要となる場合があります。その場合、撤退費用及びすでに実施済みの設計費の保証を検討いただくことは可能でしょうか。	必要に応じて検討します。
17	公募設置等指針	54	リスク分担 特定公園施設を市に引き渡した後は、所有権が市に移管されており、事業者は維持管理責任を負っているだけなので、「不可効力」による施設への損害は、市の責任と考えてよろしいでしょうか。	引渡し後は、施工に瑕疵がある場合を除き、市の責任となります。
18	公募設置等指針	54	リスク分担 ※1「著しい物価変動」とは具体的にどの程度の変動幅を想定されておりますでしょうか。	国土交通省「賃金等の変動に対する工事請負契約書第 25 条第 6 項の運用について」に関する通知等を想定しています。
19	公募設置等指針	54	リスク分担 ※2「不可抗力」の負担配分等を都度協議とした場合、事業者に不利な配分となることが想定されるため、何らかの基準を設けていただけないでしょうか。	不可抗力の内容が多岐にわたることから、基準は設けず、分配等は協議により決定したいと考えております。
20	公募設置等指針	59	4（2）市が算出した額の保証金とありますが、その算出計算式をご教示いただけますでしょうか。	福島県土木部設計資材単価等決定基準を準用して積算する予定です。
21	公募設置等指針	61	11、事前調査を事業対象範囲内で実施することができる。とありますが、測量・地盤調査等も許可の範囲内と考えて宜しいでしょうか。	許可の範囲内となります。なお、調査の時期や内容、規模等により許可できない場合もありますので、事前にご相談ください。
22	公募設置等指針	—	公募施設への給水及び電気の供給は、既存系統からではなく単独引込みとなりますでしょうか。	既存系統からの供給が可能です。この場合、既存系統の分岐から公募対象公園施設までの引込は公募対象公園施設の付属施設として取り扱うこととなり、占用料が発生します。なお、引込に当たり既存系統を改修する場合は、改修した既存系統は任意特定公園施設として取り扱います。

開成山公園等Park-PFI事業 質問の回答（6月15日公表分）

No.	質問対象	頁	質問内容	回答
23	要求水準書	2	緑被率の考え方（計算式）等に関して、具体的にご教示いただけますでしょうか。	本事業で整備する範囲内において、 $\left(\frac{\text{既存緑被面積}}{\text{整備面積}} \right) \times 100 \leq \left(\frac{\text{整備後の設計緑被面積}}{\text{整備面積}} \right) \times 100$ となります。なお、緑被面積は冬を除いた、樹木、花壇、芝等の緑に覆われた面積（樹木の場合は樹冠投影面積）になります。詳細は別添1「緑被率の算定方法」を確認するとともに、訂正要求水準書のとおり「目標緑被率」を提案してください。
24	要求水準書	2	緑被率について、基準となる計算方法を教えてください。	No. 23を参照ください。
25	要求水準書	2	「新設、増設又は改築する特定公園施設、公募対象公園施設及び利便増進施設の敷地の合計面積の緑被率が、従前のそれらの敷地の合計面積の緑被率以上となるようにすること」とありますが、現状樹木の緑被面積は既存樹木の樹冠投影面積であり、新規植栽する樹木の緑被面積は新規植栽する時点の樹木の樹冠投影面積という認識でよろしいでしょうか？	現状樹木の緑被面積は既存樹木の樹冠投影面積であります。整備後の緑被面積は、設計における樹冠投影面積を計上ください。詳細は別添1「緑被率の算定方法」を確認ください。
26	要求水準書	2	新設、増設する特定公園施設、公募対象公園施設、利便増進施設の敷地の合計面積の緑被率を、従前の緑被率以上とすることが必要とあるが緑被率の算出根拠についてご教示願います。例えば、「花壇、芝生地、低木植え込み地の平面面積+樹林地面積」とすると、樹林地としてみなされる中高木の植栽密度はどの程度でしょうか（現況の緑地面積計測方法にも関連する）。	事業者の負担を考慮し、本事業では簡易的な算定方法を用いるものとします。詳細は別添1「緑被率の算定方法」を確認ください。
27	要求水準書	2	芝生地内に植栽された高木の樹幹投影面積は、芝生地と重複計上が可能ですでしょうか。可能な場合、高木 1 本当りのカウントできる面積の基準（例えば樹高 5.0m以上は 30m ² /本など）はありますでしょうか。	重複計上は不可としています。詳細は別添1「緑被率の算定方法」を確認ください。
28	要求水準書	6	（2）業務の期間 「市の確認が取れた特定公園施設より建設を開始する」とありますが、一方で公募設置等指針 p 39 では、公共積算額の 9 割以内であることを市が確認できない限り、設計内容及び工事費積算内訳書等の再検討を行うこととされています。「市の確認が取れた特定公園施設より建設を開始する」ための判断基準をご教示ください。	「当該施設の公共積算額が9割以内であるとの確認」が判断基準となります。設計施工協議において、概ねの合意がなされた段階で総額で確認し、その後、軽微な変更等がある施設については、設計施工協議を継続し、各施設ごとに再度確認し、確認が取れた施設から順次建設を開始できるようにするものです。

開成山公園等Park-PFI事業 質問の回答（6月15日公表分）

No.	質問対象	頁	質問内容	回答
29	要求水準書	8	認定計画提出者には代表企業だけではなく構成企業も含まれるという認識でよろしいでしょうか。	構成企業も含まれます。
30	要求水準書	8	主たる工事監理者が市との連絡窓口の役割を担うとありますが、具体的にどのような業務・頻度を想定すればよろしいでしょうか。	要求水準書P9. 10. 11に「工事監理者」の業務として記載している、工事記録の整理、施工の説明・報告、工事に関する書類の提出などの業務であり、工事進捗状況の報告は月1回以上としています。なお、「工事監理者」を「主たる工事監理者」に訂正します。
31	要求水準書	8	特定公園施設の建設を認定計画提出者から建設を担う団体へ発注する場合、工事監理者は建設を担う団体以外から選任しなければならないという考えでよろしいでしょうか。	設計施工分離の考えから、工事監理者は建設を担う団体以外から選任することを求めています。なお、工事監理者は、認定計画提出者（代表団体又は構成団体）から選任することを併せて求めています。
32	要求水準書	9	(6) ア (a) 工事監理者 「工事監理者は、工事進捗状況を市に月 1 回以上報告するほか、市からの要請があれば施工の事前説明及び事後説明を行うこと。」とあります。これらは主たる工事監理者ではなく、その他の工事監理者で対応することも可能と捉えてよろしいでしょうか。	No.30に記載したとおり、主たる工事監理者の業務となります。
33	要求水準書	12	広場整備に支障となる花壇及びベンチは同種・同規模を移設する必要がありますでしょうか？また、花壇の形状については既存と変更しても同規模であればよろしいでしょうか？	自由広場にある花壇については、要求水準書P13のNo8「花壇新設」が代替となっていますので、別途移設等の必要はありません。なお、「花壇新設」については、要求水準に記載のとおりであり、「同類の花壇」を要求しています。
34	要求水準書	12	芝生広場は合計で 5,000m ² 以上であればよく、分割されていてもよろしいでしょうか？	現在の自由広場内であれば、分割も可能です。
35	要求水準書	12	トレーラーハウスの場所の変更や使用は可能ですか。	場所の変更、使用、ともに可能です。
36	要求水準書	12	No. 1 自由広場 災害時の雨水処理設備とは、どのような施設を想定されていますでしょうか。	流量計算に基づいた側溝などの排水施設を想定しています。
37	要求水準書	12	新設する雨水、污水管を、既存管へ接続することは可能ですか。	勾配・高低差等、設計・施工・維持管理上問題が無ければ可能です。
38	要求水準書	12	普通自動二輪車の駐車スペースを、今回新たに設置する駐車場ゲート外で整備する形でもよろしいでしょうか。	駐車場使用料に関連しますので、詳細は6月30日に公募設置等指針第2の5に記載する市ウェブサイトに掲載する予定です。
39	要求水準書	12	事業範囲内に独立した福祉車両兼用または専用の駐車場を提案することは可能ですか。	福祉車両兼用、専用ともに提案は可能です。なお、詳細は設計施工協議により確定したいと考えます。
40	要求水準書	12	No. 2 駐車場 現況の管理車両ルートをご教示願います。	開成山公園駐車場から進入し、原則として未舗装の通路を使用しています。

開成山公園等Park-PFI事業 質問の回答（6月15日公表分）

No.	質問対象	頁	質問内容	回答
41	要求水準書	12	No.2駐車場 その他留意すべき特段の運用の定めがあればご教示願います。	公募設置等指針等に記載している運用以外は、現時点では想定しておりません。
42	要求水準書	13	残数表示の表示方法として普通車と大型車で区分した表示方法が必要でしょうか。	必須ではありませんが、整備後の管理運営を考慮し、普通車、自動二輪車、中大型車ごとに表示していただきたいと考えています。
43	要求水準書	13	警報器設置とありますが、駐車場管制装置の異常やトラブルを発報する警備装置でよろしいでしょうか。	駐車場退場時に歩行者等へ退場車両を知らせるための警報装置を要求しています。
44	要求水準書	13	No3-ウ 駐車場設備の電気の受電につきましては施設からの供給でしょうか？それとも外部からの引込みになるのでしょうか？	どちらでも可能です。
45	要求水準書	13	国道敷に満空表示板を設置することは可能ですか。	国道敷地は本事業範囲外ですので、必須特定公園施設としての設置は不可能です。事業範囲内で、利用者等に分かりやすい手法のご提案をお願いします。
46	要求水準書	13	橋のライトアップについて、点灯時間等の指定はありますか。	橋のライトアップは、「夜間の演出ができる」設備の設置（常設）を求めている。点灯時間等の運用方法は、指定管理業務としてのご提案や協議により決定したいと考えています。
47	要求水準書	13	橋のライトアップ設備新設について、設置数や色等についての指定はありますか。	LEDによるライトアップ設備を設置することとしておりますが、設置数や色等についての要求水準は設定しておりません。整備の詳細については、提案願います。
48	要求水準書	13	No.5井戸新設 井戸の打ち抜き深さ等の仕様は別紙 30 に準じてよろしいでしょうか。	要求水準に記載した揚水量360m ³ /日以上であれば、深さは問いません。なお、必要揚水量の確保が難しいと判断された場合には、協議により対応を検討します。
49	要求水準書	13	No.5井戸新設 新設井戸から野外音楽堂までの送水は、既存井戸の送水管とは別途で新たに配管を設置すると理解してよろしいでしょうか。	新たな配管の設置、既存送水管の活用等の整備手法については、ご提案いただきたいと考えています。
50	要求水準書	13	井戸水は散水施設等に活用可能ですか。	散水施設として井戸水の活用は可能です。
51	要求水準書	13	水上デッキの最低規模の設定があればお教えいただけますでしょうか？	規模に対する要求水準はありません。
52	要求水準書	13	No.6水上デッキ新設 既存の循環装置及び配管の撤去はどの程度の内容を想定されておりますでしょうか。	別紙8「循環装置図面」における既存循環装置を全て撤去することを想定しております。なお、提案により既存施設の利活用も可能とするため、今回、要求水準書を訂正します。
53	要求水準書	13	No.6水上デッキ新設 水上デッキの広さについて特に定めはありますでしょうか。	規模に対する要求水準はありません。

開成山公園等Park-PFI事業 質問の回答（6月15日公表分）

No.	質問対象	頁	質問内容	回答
54	要求水準書	13	既存の循環装置の一部を利活用することは可能ですか。	設計強度等、問題が無ければ利用可能です。なお、提案により既存施設の利活用も可能とするため、今回、要求水準書を訂正します。
55	要求水準書	13	No.6水上デッキ新設 循環装置の撤去にあたり、五十鈴湖の水抜きが必要になると思われますが、水抜き自体も事業者の事業範囲でしょうか。その場合、水抜きの時期、範囲、方法等に制約はあるでしょうか。	循環装置及び配管撤去の準備工に当たりますので、水抜きも事業者の事業範囲となります。水抜きの時期等について制約はありませんが、五十鈴湖内外の生態系に配慮した提案をお願いします。
56	要求水準書	13	No.7野外音楽堂 改修ステージへの進入車輛の規格について定めはありますでしょうか（例：4t 車が進入可能、ピアノが搬出入できる大きさ等）。	規格についての要求水準はありませんが、多目的利用に対応できる整備をお願いします。
57	要求水準書	13	野外音楽堂ステージ背後の可動式壁面の利用方法を提案することは可能ですか。	可能です。
58	要求水準書	13	No.8花壇新設 「オランダ国旗と同類の花壇設置」とはどのような意味合いでしょうか。例えば「現況の大きさ（≒5m×18m）を確保した矩形とする」等のサイズに関する規定でしょうか。	指定管理業務仕様書P13の3、（2）、ウに記載している「オランダ国旗に見立てたチューリップ配置で植付」た花壇です。なお、花壇の大きさは「チューリップ花壇」と合わせて500㎡以上を要求しています。
59	要求水準書	13	オランダ国旗花壇の花の品種に指定はありますか。	要求水準では、「オランダ国旗花壇と同類の花壇」の設置を求めていますので、国旗に見立てた部分の一部にチューリップを配置した上で、他の品種を使用することは可能です。
60	要求水準書	13	No.8花壇新設 500 ㎡以上の花壇は、バラ園近くに計画するオランダ国旗花壇等、芝生広場以外の区域の花壇も含めてよろしいでしょうか。	新設する花壇の面積の合計が500㎡以上であれば良く、場所は芝生広場以外も可能です。
61	要求水準書	14	バラ園の常時開放の変更は可能ですか。	可能です。なお、盗難やいたずらへの対策等、管理方法にも留意してください。
62	要求水準書	14	No.10バラ園改修 現在、開放が春秋に限定されているのは特別の事情があるのでしょうか。	バラの盗難やいたずら防止の観点から、開園時期を限定しています。
63	要求水準書	14	No.11ランニングコース新設 整備イメージ図に提示されているランニングコースの一部区間の変更は可能でしょうか。	整備イメージ図の位置からの変更は可能です。なお、変更にあたっては、公募設置等指針第5の1の（2）整備に関する条件、別紙12移設可能リストにご留意ください。
64	要求水準書	14	No.11ランニングコース新設 距離表示に際しての「スタート（ゴール）」地点は事業者の任意でよろしいでしょうか。	任意です。

開成山公園等Park-PFI事業 質問の回答（6月15日公表分）

No.	質問対象	頁	質問内容	回答
65	要求水準書	14	No. 11ランニングコース新設 ランニングコースの総延長が 1.2km など 100m 単位の整数でなく、1234mなど中途半端な数字となることが想定されますが、やむを得ないと考えてよろしいでしょうか。	やむを得ないと考えています。
66	要求水準書	14	ランニングコースは自由広場と共有することは可能でしょうか？	自由広場の一部に五十鈴湖を周回するランニングコースの一部を整備することはできます。なお、ランニングコースの面積は自由広場の面積（5,000㎡以上）から除くこと、また、自由広場とランニングコースそれぞれの利用者の利便性や安全性に配慮した上でご提案ください。
67	要求水準書	14	No. 15トイレ新設 郡山市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例第 9 条 2 項 1 号において、「便所（男性用及び女性用の区別があるときは、それぞれの便所）内に高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられていること。」とあります。要求水準書のオストメイト対応型多目的便所はこれらの便房と兼ねることは可能でしょうか。可能な場合は男子便所、女子便所共にオストメイト対応の設備を設けることでよろしいでしょうか。	ご質問のように兼ねることは可能です。なお、同条例第2項では、「そのうち 1 以上」はと規定していますので、男子便所、女子便所のほかに設置する「オストメイト対応型多目的トイレ」において第2項第1項の規定を満たすことを想定しており、男子便所、女子便所共にオストメイト対応の設備を設けなくても要求水準に達します。
68	要求水準書	14	No. 15トイレ新設 大便器を有する個室にベビーチェアの設置は不要でしょうか。	要求水準上は不要です。なお、要求水準以上の整備内容を提案することは可能です。
69	要求水準書	14	No. 15トイレ新設 男子便所、女子便所にそれぞれベビーシートの設置は不要でしょうか。	要求水準上は不要です。なお、要求水準以上の整備内容を提案することは可能です。
70	要求水準書	14	No. 15トイレ新設 新設トイレの設置場所は、要求水準書 p18 の整備イメージ図の位置からある程度の変更は可能と認識しておりますが、変更可能な範囲について目安があればご教示ください。	整備イメージ図の位置からの変更は可能です。設置場所については、事業範囲内であれば自由に提案できますが、公募設置等指針第5の1の（2）整備に関する条件、別紙12移設可能リストにご留意ください。
71	要求水準書	14	No. 16トイレ建替 トイレ建替は男子便所及び多目的便所のみを対象としている理由をご教示願います。	No.16のトイレ建替については、周囲が高低差による法面や擁壁があるため設置可能面積が限定されると判断し、本要求水準としています。なお、要求水準以上の整備内容を提案することは可能です。
72	要求水準書	14	トイレの建替え場所を提案することは可能ですか。	必須特定公園施設として提案可能です。なお、建替えの場所については、公募設置等指針第5の1の（2）整備に関する条件、別紙12移設可能リストにご留意ください。

開成山公園等Park-PFI事業 質問の回答（6月15日公表分）

No.	質問対象	頁	質問内容	回答
73	要求水準書	15	No. 21公園灯新設 公園西側のトイレ背後の園路拡幅は、既存植栽の移植をできる限り少なくしてほしいと現地説明会にてご説明がありましたが、管理用車両の通行を考慮されているのでしょうか（通行するのであれば、軽四程度でしょうか。また想定幅員は 3.0m程度（部分的には 2.5m程度）の蛇行形態でもよろしいでしょうか。）。	No13「園路拡幅」の要求水準のとおり、当該箇所において管理車両の通行は想定していません。なお、要求水準以上の整備内容を提案することは可能です。
74	要求水準書	19	第3 1（4）上記同様。工事監理者は、公募対象公園施設の建設を担う団体以外から選任しなければならないという考えでよろしいでしょうか。	設計施工分離の考えから、工事監理者は建設を担う団体以外から選任することを求めています。なお、工事監理者は、認定計画提出者（代表団体又は構成団体）から選任することを併せて求めています。
75	要求水準書	—	必須特定公園施設と関わりのないエリアの植栽改修及び追加については事業者負担の任意特定公園施設という認識でよろしいでしょうか？	必須特定公園施設に関りがなければ、任意特定公園施設となります。
76	要求水準書	—	現在、植栽帯や芝生広場に灌水を行っているのでしょうか。	夏場のみ芝生広場へ灌水を行っており、植栽帯へは行っておりません。
77	指定管理業務仕様書	4	口座の詳細の指定などあればご教示いただけますでしょうか。	指定管理会計口座と自主事業会計口座を分けて管理すること以外の指定はありません。
78	指定管理業務仕様書	5	駐車場の開錠時間について、原則 24 時間営業で入場のみ時間制限がありますが、管理許可で提案する場合、入退場を含めて 24 時間営業することは可能でしょうか。	駐車場使用料に関連しますので、詳細は6月30日に公募設置等指針第2の5に記載する市ウェブサイトに掲載する予定です。
79	指定管理業務仕様書	6	1（11）公募対象公園施設の営業における事業の PR は市の HP に記載することは可能でしょうか。	内容について市の承諾を得れば、市が指定する手法により掲載（内容によりリンクを貼る等）することが可能です。
80	指定管理業務仕様書	6	第 2-1 駐車場機器の点検完了後は点検結果の報告書は必要でしょうか。	指定管理業務仕様書P6の第2、1、（4）に記載したとおり「市が点検結果の提示を求めたとき」に提示していただきます。
81	指定管理業務仕様書	6	第2 1（9）市の事業等における参加時の人件費及びその際のやむを得ない事由による時間外手当等の扱いはどのようなになるのでしょうか。	自主事業を除く指定管理業務の人件費（時間外手当等を含む）は指定管理料に含まれています。なお、自主事業に係る事業費（人件費含む）は指定管理者の負担となります。
82	指定管理業務仕様書	7 27	次年度の人員配置計画の提出について、9 月末と 10 月末提出という記載がありますが、どちらを正とすれば宜しいでしょうか。	毎年度10月末日です。P7に記載の「毎年度9月末」は誤りですので訂正いたします。
83	指定管理業務仕様書	8	利用料金の収受に関しては振り込みも可能という認識で宜しいでしょうか。	原則として可能です。なお、具体的な収受手法については、条例の規定等を確認しながら、個別に協議します。

開成山公園等Park-PFI事業 質問の回答（6月15日公表分）

No.	質問対象	頁	質問内容	回答
84	指定管理業務仕様書	8	駐車場使用料の変更を行うことは可能でしょうか。 （例）特別日、イベント開催時の特別設定など	駐車場使用料に関連しますので、詳細は6月30日に公募設置等指針第2の5に記載する市ウェブサイトに掲載する予定です。
85	指定管理業務仕様書	9	4（4）webサイトを構築とありますが、機能・デザインなどについて必須の事項はあるでしょうか。また掲載不可の項目などあればご教示下さい。	現時点においては必須事項はありませんが、今後、必要項目の追加や修正等、協議する可能性はあります。また、指定管理業務仕様書P6の第2、1、（11）に記載した「施設や事業PR以外の民間事業者の営利目的」の項目等は掲載不可と考えています。
86	指定管理業務仕様書	9	3（2）オンラインシステムでの予約受付も可能と考えてよろしいでしょうか。	提案により可能です。
87	指定管理業務仕様書	9	5 トイレットペーパー、石鹸、ゴミ袋、消臭剤等消耗品の年間消費数量の実績をご教示いただけますでしょうか。	各実績は以下の通りです。 ・トイレットペーパー：65m/個、シングル3,000個購入（R2実績） ・石鹸：864個購入（R2実績） ・ゴミ袋消費量：100枚程度（R3実績） ・消臭剤：業務委託で対応しているため把握していません。
88	指定管理業務仕様書	11	第4-1（7）「接する道路のほか、周辺道路の混雑が予想される場合は適切な対応をとること」とあるが、現状行っている対策があれば回数と内容を教えてください。また、その内容に限っては今後も市または行っている団体で継続してもらえという認識で良いでしょうか。	現状で、市が行っている対策は、以下のとおりです（市以外の団体の例は現在はありません） ・花見客対策として4月に誘導員を土日の2日配置 周辺道路の混雑への対応は指定管理者の業務となりますので、イベント開催時等、混雑が予想される際には、対応策を主催者等と調整した上で、実施していただくこととなります。
89	指定管理業務仕様書	11	1（13）エ 動物の死骸処理/オ 外来種の駆除について、直近の年間対応件数をご教示いただけますでしょうか。	実績は以下の通りです。 ・死骸処理：五十鈴湖のコイ（R3実績）10匹程度（R2実績）60匹程度 ・外来種の処理：無し（R3・2実績）
90	指定管理業務仕様書	11	第4その他 現状、長期車両（1週間以上の駐車）はありますか？ある場合、次期指定管理期間開始前までに対応いただける認識で良いでしょうか。	令和4年6月現在、長期駐車車両はありません。なお、今後発生した場合は市が対応します。
91	指定管理業務仕様書	11	第4その他 定期券、サービス券、回数券は指定管理者が提案する中で作成及び配布を行っても良いでしょうか。	駐車場使用料に関連しますので、詳細は6月30日に公募設置等指針第2の5に記載する市ウェブサイトに掲載する予定です。
92	指定管理業務仕様書	13	4 水景施設の設備図面及び保守点検・定期点検の報告書がございましたら、開示いただくことは可能でしょうか。	別添2「水景施設、受変電設備、遊具点検報告書」のとおり開示します。

開成山公園等Park-PFI事業 質問の回答（6月15日公表分）

No.	質問対象	頁	質問内容	回答
93	指定管理業務仕様書	16	9 直近年度の点検結果表を開示いただくことは可能でしょうか。	別添2「水景施設、受変電設備、遊具点検報告書」のとおり開示します。
94	指定管理業務仕様書	17 18	12（１）、13（１）指定管理業務引継ぎ時には、直近の危険木調査および樹木精密検査の結果を開示して頂けるという認識で宜しいでしょうか。	別添3「危険木調査」のとおり開示します。
95	指定管理業務仕様書	19 16	車両によって料金設定に変化をつける計画はあるでしょうか。 （例） 普通車 1時間 100円 大型車 1時間 300円 など	駐車場使用料に関連しますので、詳細は6月30日に公募設置等指針第2の5に記載する市ウェブサイトに掲載する予定です。
96	指定管理業務仕様書	22	22（２）健全度調査の結果は、過去の資料を含めて引き継ぐという認識で宜しいでしょうか。	データを含めた写しを提供します。
97	指定管理業務仕様書	24	連絡協議会の開催は、指定管理者が主となって行うものでしょうか。	指定管理者が主となります。
98	基本協定書	4	第9条 強制解除（４）～（６）の規定は、本事業に関するものに限定頂けませんでしょうか。	当該規定に伴う強制解除は、原則として本事業以外も含めて適用します。なお、本事業以外での適用については、法令違反等の重大性・悪質性等を踏まえて判断いたします。
99	基本協定書	5	第10条 違約金等（１）、（２）とも違約金の割合が現段階で不明となっています。応募に係るリスクを評価するため、具体的な値をご教示ください。	今回お示しした基本協定書は素案であり、現在、他市事例や本市工事請負契約約款等を参考に検討中ですので、具体的な値は、現時点ではお示しできません。
100	様式 5 共同事業体協定書兼委任状	—	本様式は、提示された内容の変更、追加は行わずに使用するものと考えてよろしいでしょうか。	様式の変更等は、原則と認めませんが、表現を修正したい等、趣旨が変わらない範囲での修正等の希望がある場合には、事前連絡の上、ご相談ください。
101	様式 5 共同事業体協定書兼委任状	—	別表の共同事業体責任分担表について、「分担割合は代表団体が最大となるよう設定すること」とありますが、特定公園施設や公募対象公園施設、指定管理といった性格の違う業務が混在する中、何を持って最大と判断すればよろしいでしょうか。	本事業における責務の分担割合を明確していただくことを目的としておりますので、「分担割合」の欄には、基本協定締結からの事業期間（20年間）の事業全体の責任を100%として捉え、各事業者の責任の割合を記入してください（事業量や事業費の負担割合ではありません）。また、「分担業務」の欄には、分担割合にかかわらず、担当する業務を記入してください。
102	様式 7 実績一覧表	—	本実績は、各分類 3 件（分類は 4 つ）までとの記載ある一方、「30施設を超える実績がある場合は、主なものを記載すること」との記載もあります。1 つの分類を複数の企業が担当する場合は、担当企業毎に 3 件記載できるような考え方でしょうか。記載件数の考え方についてご教示ください。	「各分類3件まで」は、実績を証明する書類の提出件数の上限であり、「30施設」は記載できる実績の上限です。

開成山公園等Park-PFI事業 質問の回答（6月15日公表分）

No.	質問対象	頁	質問内容	回答
103	様式 8 外部委託予定書	—	外部委託予定書に記載数事業者はあくまで予定であって、実際の事業実施時に委託を行わない場合があることに特段のペナルティはないとの認識でよいでしょうか？	現時点において、特別のペナルティーは考えていません。なお、公募設置等指針P19に記載している有資格者の配置等の条件は満たす必要があります。
104	様式 12 公募設置等計画	—	各様式について、作成枚数は任意と考えてよろしいでしょうか。	任意です。
105	様式 12 公募設置等計画	—	フォントのサイズ等も見やすさに配慮して任意と考えてよろしかったでしょうか。	任意です。
106	様式 12-3 Ⅱ. 特定公園施設	—	特定公園施設の整備費用に、公共積算額に対する割合が求められています。詳細設計ができていない提案段階において、どのような基準で上記を算定すればよろしいでしょうか。また、ここで示す公共積算額に対する割合は、提案以降で事業者を拘束する要素となるでしょうか。	様式12-3に記載する特定公園施設の整備費用については、提案段階における積算根拠を把握する趣旨ですので、概算により記載してください。また、記載したとおり提案段階での概算額として取り扱いますので、提案以降に拘束する要素とはなりません。
107	様式 13-1投資計画	—	保証金の欄が設けられていますが、公募設置等指針 p 59 では、保証金は市が算出することになっております。ここに入れる金額の取り扱い、算出方法等をご教示ください。	様式13-1に記載する保証金の額については、保証金を含めた全体の収支計画を把握する趣旨ですので、提案時に計画した公募対象公園施設に係る撤去・更地工事費の概算額を記載して下さい。また、記載した保証金の額については、No.108と同様の取り扱いとなります。
108	別紙 9	—	地下埋設等図面 噴水制御盤の北側への分岐経路（ブルー色の噴水管理経路）は残す必要はありますか？	噴水制御盤の北側への分岐経路は、別紙12「移設可能リスト」におけるNo29の避雷針（風速計）と接続しており、現在は機能していない主噴水（高さ50m）の管理に利用していました。この機能を活用しない場合、提案により撤去することも可能です。
109	別紙12 移設可能リスト No. 44	—	郡山ロータリークラブの森があり、移設可との記載があります。現在この場所に、公募対象施設の配置を計画しております。こちらに公募対象施設の配置計画をするにあたり、移植が難しい樹木（約30本程度）については樹木の伐採が必要になる予定です。移設のとして、伐採した樹木と同じ種類の樹木を、他エリアに植樹することは可能でしょうか。なお、伐採した樹木については、ウッドデッキやカウンター等の公募対象施設の一部（店内備品等含む）として再生利用し、公園の歴史等の紹介内容の一部として告知する予定です。	ご提案の箇所の樹木については、寄付により設置された経緯があることから、「移設（移植）」は可、「伐採」は不可としています。

開成山公園等Park-PFI事業 質問の回答（6月15日公表分）

No.	質問対象	頁	質問内容	回答
110	別紙資料 25 野外音楽堂騒音調査報告書	—	「※野外音楽堂観客席後部境界において 85dB を超えてはいけない。」について、騒音規制法と同様に敷地境界でしょうか。具体的な位置をお示し願います。	調査位置は、野外音楽堂の観客席後部（最上段）の転落防止柵付近です。
111	ベース図	—	「図面 1 開成山公園周辺都市計画図.dwg」以上の精度の高いキャド図の貸与をお願いしますでしょうか（例えば「図面 7 開成山公園平面図ラスターdata.jpg」のようなものを所望します）。	ご要望のベクターデータはございません。図面7のラスターデータや別紙を参考に提案して下さい。なお、認定計画提出者は別紙42「関係資料一覧」を借用できますので、調査・設計の参考としてください。
-	—	—	—	上記の質問回答に基づき、公募設置等指針等の一部を訂正しております。「正誤表」をご確認ください。
-	—	—	—	上記の質問回答に基づき、資料を一部追加しております。「別添一覧表」をご確認ください。